

ID: 185

担当部署: 都市基盤部 道路課

処分の概要	占用料の返還承認		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市道路占用料等徴収条例 第4条第3項ただし書		
例 規 番 号	平成13年条例第130号		
【根拠条文】 (占用料の徴収方法) 第4条 占用料は、占用の期間(電線共同溝に係る占用料にあつては、電線共同溝の整備等に関する特別措置法(平成7年法律第39号)第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した占用することができる期間(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日から当該占用することができる期間の末日までの期間)。以下同じ。))に係る分を、占用許可をした日又は占用の協議が成立した日(電線共同溝に係る占用料にあつては、同法第10条、第11条第1項若しくは第12条第1項の規定により許可をし、又は同法第21条の規定により協議が成立した日(当該許可又は当該協議に係る電線共同溝への電線の敷設工事を開始した日が当該許可をし、又は当該協議が成立した日と異なる場合には、当該敷設工事を開始した日))から1月以内に納入通知書により一括して徴収するものとする。ただし、当該占用の期間が翌年度以降にわたる場合においては、翌年度以降の占用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに徴収するものとする。 2 市長は、占用者が占用料を一時に全額納入することが困難であると認める場合においては、前項の規定にかかわらず占用者の申請により、3回以内に分割して納入させることができる。 3 既に納入した占用料は、返還しない。ただし、次の各号に掲げる場合においては、当該各号に定める額を返還する。 (1) 市長が法第71条第2項の規定により道路の占用許可を取り消した場合 当該占用許可を取り消した日の属する月の翌月以降の分に相当する占用料の額 (2) 市長が前条第2項の規定により占用料の額の全部又は一部を免除した場合 同項の規定により免除した額 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	15日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日